

子ども・若者が気軽に通える「居場所」があります



相談室セジュール・まるしえの「居場所」では、“ただいだけ”を大切にしています。

「学校に行くため」や「仕事をするため」ではなく、ただ一緒にいて、話をしたり、聞いたり、笑ったり…そういう場所でありたいと思っています。

家の外に一步踏み出そうかなと思ひ始めたら、まるしえの「居場所」に来てください。家の外にも、もう一つ「居場所」を作ってみませんか？

「学校に行きたくても行けない」「人と会うこと、話すことが苦手」など、ご家族の相談から始まる場合がほとんどです。まずは相談のお電話をお待ちしています。

☎ 相談室セジュール・まるしえ
(花川北3・3・1) ☎ 77・5763

HP、Facebook、
Twitterあり

青年期グループ※ 週1回 1時間

20代・30代が中心に集まって、おしゃべりしています。

▼メンバーのひとつ
普段話したくても話せない自分の好きな事や悩み事などを話せる場所です

学習室ペパン

週3回 1~2時間

いろいろな年齢の方が利用できる学習室です。ボランティアもいて、アットホームな雰囲気。「学校を長く休んでいたのが勉強をやり直したい」「高卒認定の資格をとりたいたい」「通信制高校に通っていて家でレポートが進まない」ときなど、ぜひご利用ください。夏休み中だけの利用も大歓迎!

こども食堂

月1回 第4火曜17時~19時

温かい家庭料理を提供。育児や家事、お仕事で忙しいお母さんがほっと一息ついたり、外食が苦手なお子さんも安心して食事ができる食堂を目指しています。

☑ 幼児無料、小中高校生100円、保護者400円、大人500円

女子会グループ※

週1回 1時間30分

カフェのケーキを食べながらおしゃべりしています。

▼メンバーのひとつ
会に参加してから外出へのハードルが低くなり、コミュニケーションが楽しくなりました

中高生グループ※

週1回 1~2時間

おしゃべりやカードゲームをしています。

▼メンバーのひとつ
思いやりがあって楽しい所です。まるしえに来るといつも落ち着きます

相談室
セジュール・
まるしえ

Cafe
まるくる

お仕事練習喫茶 Cafe まるくる

週1~3日 半日程度

「アルバイトを試みたいけれど、動き出すにはもう少し時間が必要」そんな人は「Cafe まるくる」で練習をしてみませんか？

※光熱費・お菓子代として200円~300円の実費負担あり

家族だけで抱え込まないで!

ひきこもり家庭相談会 家族対象

参加者とのおしゃべりや情報交換を通して、役に立つ情報が得られたり、少し気持ちが楽になったりする場になればと思います。

☎ 9/13(金) 14時~16時(時間内の出入り自由)

☎ Cafe まるくる(セジュール・まるしえ隣り)

ご希望の方は上記問合せ先までご連絡ください。当日参加も可。40代以上の当事者のご家族の参加も大歓迎です。

MONTHLY TOPICS

福祉

10月の消費税増税の影響緩和

石狩市プレミアム付商品券



住民税非課税の方・子育て世帯を対象に実施します

市では、本年10月に実施される消費税・地方消費税の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、景気を下支えするため、1冊千円分のプレミアムが付いた商品券を販売します。

問合せ 石狩市プレミアム付商品券事業コールセンター(市役所3階)
☎72・3143

対象

①住民税非課税の方

平成31年1月1日時点で石狩市に住民票があり、平成31年度の市民税が課税されていない方

※該当者には申請書を8月上旬に送付

②子育て世帯

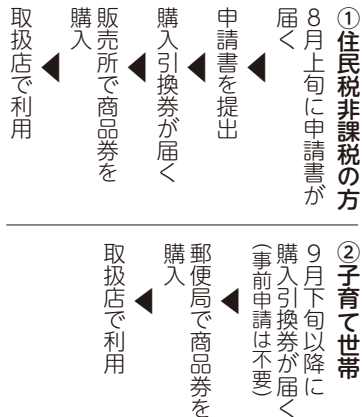
令和元年6月1日時点で石狩市に住民票があり、3歳未満(平成28年4月2日〜令和元年9月30日生まれ)のお子さんがある世帯の世帯主の方

※6月2日生まれ以降は7月31日時点、8月1日生まれ以降は9月30日時点で住民票があること

商品券の概要

- ・販売価格4千円(額面500円・1冊10枚綴り5千円分)
- ・①の方は1人につき5冊まで購入できます
- ・②の方は、対象のお子さん1人につき5冊まで購入できます
- ・送付する購入引換券を持参し、市内郵便局(簡易郵便局除く)で購入
- ・商品券の利用期間は10月1日(火)〜令和2年2月29日(土)
- ・市内の取扱店で利用できます

利用までの流れ



取扱店募集

プレミアム付商品券の取扱店を募集します。ぜひご登録ください。募集要項、登録申請書は石狩商工会議所HPから入手可。

申込・問合せ 石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局
石狩商工会議所
☎72・2111
石狩北商工会
☎78・2513

買えるのは例えばどんな人?

非課税の方

夫婦2人世帯で、2人とも非課税者の場合

「非課税者分」として**2人分**
2.5万円×2人 = **5万円分**の商品券を、**4万円**で購入できます。

合計**1万円**もお得!!

非課税で子育て世帯

夫婦2人と子2人(2歳と0歳)の世帯で、4人とも非課税者の場合

「非課税者分」として**4人分**
「子育て世帯分」として**2人分**
2.5万円×6人 = **15万円分**の商品券を、**12万円**で購入できます。

合計**3万円**もお得!!

課税で子育て世帯

夫婦2人と子2人(2歳と0歳)の世帯で、課税者である世帯主が家族(非課税者)を扶養している場合

「子育て世帯分」として**2人分**
2.5万円×2人 = **5万円分**の商品券を、**4万円**で購入できます。
※非課税者分は該当せず

合計**1万円**もお得!!

未婚の児童扶養手当を受給されている方に

給付金が支給されます

	婚姻(法律婚)をしたことがある(離婚・死別)	婚姻(法律婚)をしたことがない(未婚)
児童扶養手当の支給を受けている方	対象外	対象
児童扶養手当の支給を受けていない方	対象外	対象外

給付金の対象者

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額 1万7500円
申請期間 1日(木)〜令和2年1月31日(金)
支給時期 令和2年1月
問合せ 子ども家庭課
☎72・3128

※基準日(R1/10/31)において、事実婚ではない、または事実婚の相手方の生死が明らかでない場合に限り
※対象の方には7月末に通知(A4サイズ封筒)を送付します
※通知が届いておらず、対象と思われる場合や詳細は、お問い合わせください